

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び
「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について
の一部改正について

(令和 6 年 3 月 27 日保医発 0327 第 10 号)

別添

第 3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等（掲示事項等告示第 2、第 2 の 2 及び
第 3 並びに医薬品等告示関係）

27 主として患者が操作等を行うプログラム医療機器であって、保険適用期間の終了後において
患者の希望に基づき使用することが適当と認められるものの使用に関する事項

(1) (略)

(2) 当該プログラム医療機器の使用にあたり、当該プログラム医療機器の保険適用期間におい
て、保険医療機関が満たすべき施設基準又は条件が設けられていた場合には、保険適用期間
の終了後の使用に当たって、当該施設基準を満たす保険医療機関において、当該条件を遵守
する必要があること。保険薬局にあっては、要件を満たす病院又は診療所の医師又は歯科医
師から交付された処方箋に基づきプログラム医療機器を支給するものであること。

(3) 特別の料金については、その徴収の対象となる療養に要するものとして社会的にみて妥
当適切な範囲の額と~~し~~する。保険医療機関においては、当該プログラム医療機器の保険適
用期間中における診療報酬点数表のプログラム医療機器等指導管理料及び特定保険医療材料
料等の所定点数相当額を標準とすること。

(4)～(5) (略)

(6) 処方箋を交付する場合であっても、(5)の情報の提供は医療機関において行うものとす
る。また、処方箋を交付する場合は、患者の希望する薬局において当該プログラム医療機器
の支給が可能であるか事前に確認すること。この場合、処方箋を交付する場合も特別の料金
を徴収することは認められるが、薬局においても特別の料金を徴収されることがある旨の説
明を行うものとする。

~~(6-7)~~ 保険医療機関 又は保険薬局 が、プログラム医療機器の保険適用期間の終了後における使
用に係る費用等を定めた場合又は変更しようとする場合は、別紙様式 21 により地方厚生
(支) 局長にその都度報告するものとする。

~~(7-8)~~ 患者からプログラム医療機器の保険適用期間の終了後における使用に係る費用徴収を行
った保険医療機関 又は保険薬局 は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額
と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該費用徴収に係る領収書
を交付するものとする。

~~(8-9)~~ 本制度に基づき、プログラム医療機器の保険適用期間の終了後における使用の提供を行
った保険医療機関は、毎年定期的にプログラム医療機器の保険適用期間の終了後における使
用に係る費用を含めたプログラム医療機器の保険適用期間の終了後における使用の実施状況
について地方厚生(支)局長に報告するものとする。

28 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用（算定告示に掲げる療養としての使用を除く。）に関する事項

(1) (略)

(2) 本制度による間歇スキャン式持続血糖測定器の使用は、医科点数表区分番号C150に掲げる血糖自己測定器加算の注3の算定要件を満たさない患者に対して、C150に掲げる血糖自己測定器加算の注3に係る人員に関する要件（「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第2部第2節第2款C150の(5)に規定する要件をいう。）を満たす保険医療機関において行われるもの又は要件を満たす保険医療機関の医師若しくは歯科医師から交付された処方箋に基づき間歇スキャン式持続血糖測定器を支給する保険薬局において行われるものに限られるものであること。

(3)～(5) (略)

(6) 処方箋を交付する場合であっても、(5)の情報の提供は医療機関において行うものとする。また、処方箋を交付する場合は、患者の希望する薬局において当該間歇スキャン式持続血糖測定器の支給が可能であるか事前に確認すること。この場合、処方箋を交付する場合も特別の料金を徴収することは認められるが、薬局においても特別の料金を徴収されることがある旨の説明を行うものとする。

(6-7) 保険医療機関又は保険薬局が、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用等を定めた場合又は変更しようとする場合は、別紙様式22により地方厚生（支）局長にその都度報告するものとする。

(7-8) 患者から間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用徴収を行った保険医療機関又は保険薬局は、患者に対し、保険外併用療養費の一部負担に係る徴収額と特別の料金に相当する自費負担に係る徴収額を明確に区分した当該費用徴収に係る領収書を交付するものとする。

(8-9) 本制度に基づき、間歇スキャン式持続血糖測定器の使用の提供を行った保険医療機関は、毎年定期的に間歇スキャン式持続血糖測定器の使用に係る費用を含めた間歇スキャン式持続血糖測定器の使用の実施状況について地方厚生（支）局長に報告するものとする。

別紙様式 22

(別紙様式 22)

間歇スキャン式持続血糖測定器の使用（診療報酬の算定方法に掲げる療養としての使用を除く。）の実施（変更）報告書

上記について報告します。

令和 年 月 日

保険医療機関・
保険薬局の
所在地及び名称
開設者名

地方厚生（支）局長 殿

(実施日・変更日 令和 年 月 日)

一般的名称及び製品コード	医療機器の 販売名	患者からの徴収額
		円